

## 審議体制に関する論点（案）

消費者委員会は、委員 10 人以内から組織され（設置法第 9 条第 1 項）広範な審議事項を有している。このような特色を有する消費者委員会はどのような審議体制とするべきか。原則として委員会で審議し、議決することが望ましいが、審議事項によってはある程度部会に委ねても良いのではないか。委員会が審議すべきものと部会に委ねるものをどう区分けするか。（例えば、消費者基本計画や広聴・広報の在り方については委員会で審議すべきではないか。）

消費者委員会、消費者委員会の下に部会、部会の下に何らかの「小委員会」（名称は今後検討）の三層構造とするか。

緊急の課題が発生した際に機動的に対応できる体制をどのように構築するか。（ワーキンググループ、タスクフォースのような組織を設け、委員会の直属とするか。）

消費者からの声や新聞報道等で判明した事態にどう対処すべきか。

消費者委員会委員はどのように部会に関与するか。部会長は必ずしも委員にこだわらなくてもよいか。委員ごとに所属を決めるか、あるいは自由に審議に参加することとするか。議決権をどうするか。

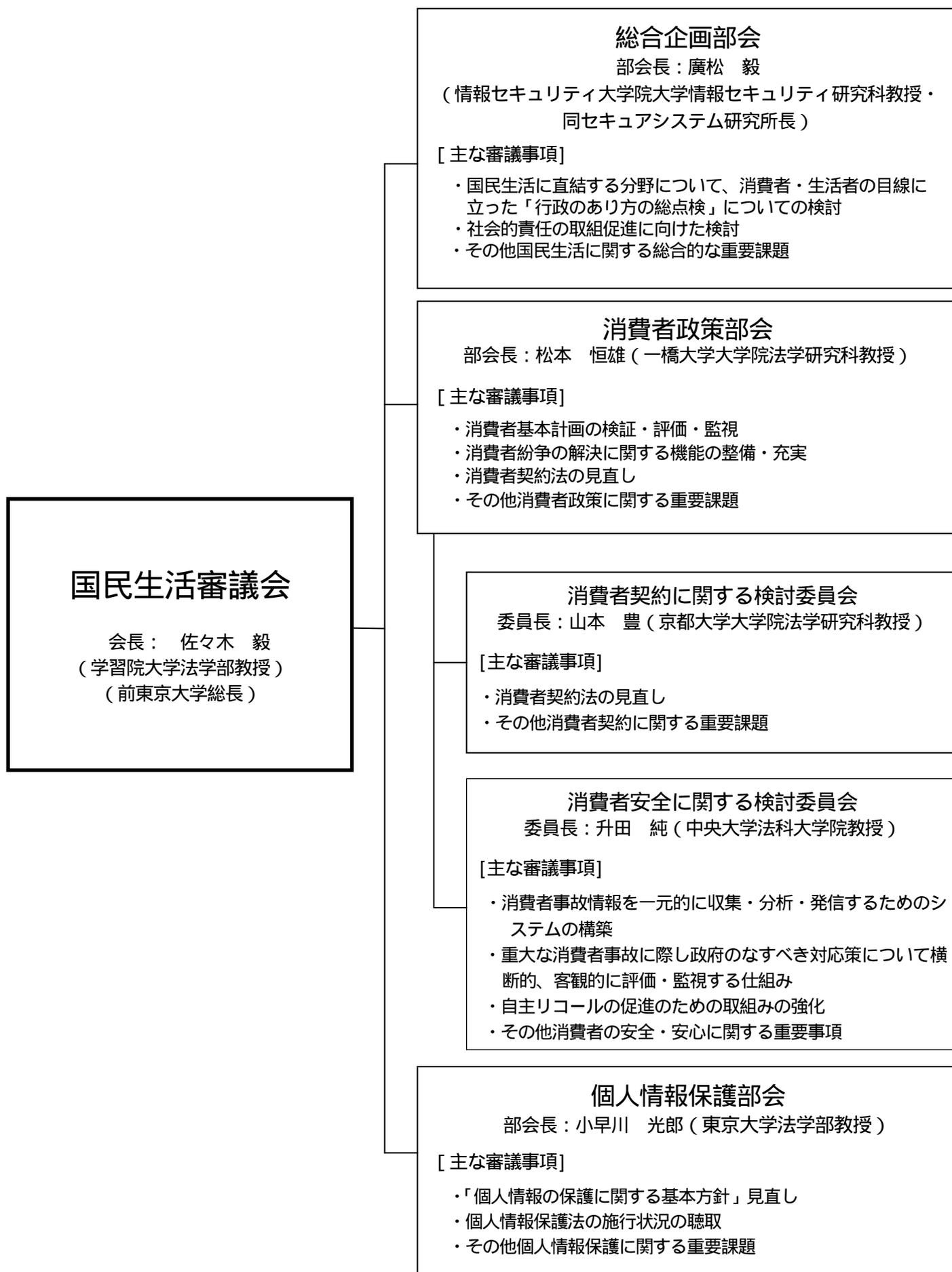
臨時委員は特別の事項を調査審議させるため必要があるときに、委員会に置くことができる（設置法第 9 条第 2 項）が、議題に応じて委員会に出席させ、議決に参加させることで良いか。（例：医学的知見や、情報通信分野に関する専門的知見等が必要とされる議題）

専門委員（ ）は専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に置くことができるが（設置法第 9 条第 3 項）専門的な事項については専門委員を置くこととするか。（例：外国法制関係、医療関係、情報通信関係の専門研究者等）  
（ ）専門委員は議決権を有しない。

各府省所管の法律の消費者庁への移管・共管に伴い、各府省の審議会等から、部会、小委員会が移管されることとなるが、その委員構成については、これ

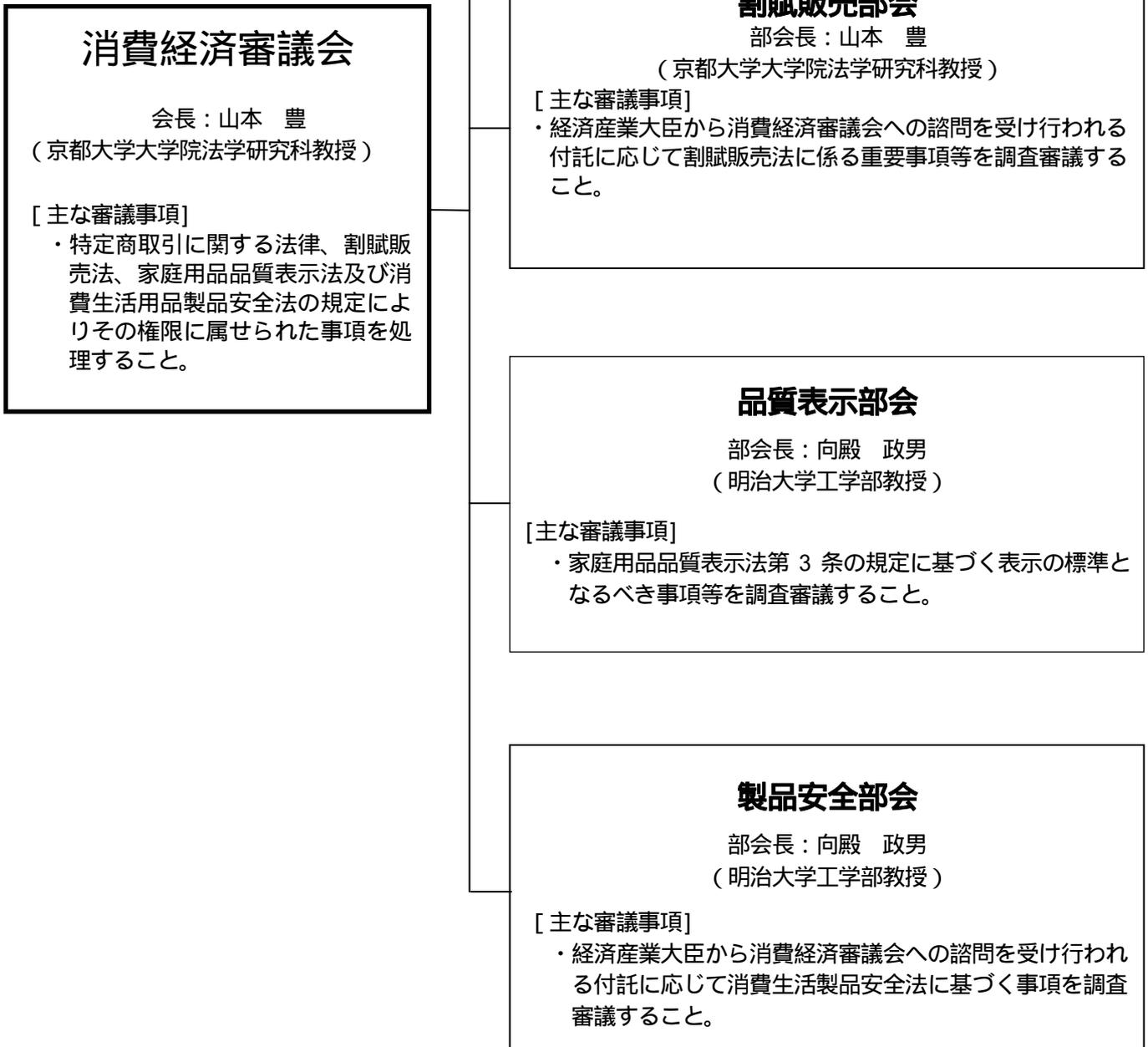
までの審議経過・実績を勘案すれば、尊重すべきものがあるのではないか。今回は、審議事項の専門性、継続性、任命までの時間的制約等を勘案し、従来の構成を引き継ぐこととしてよいか。しかし、随時1, 2名の増員をすることにしてはどうか。その際に公募による採用についてはどう考えるか。

# 第21次 国民生活審議会について (参考1)

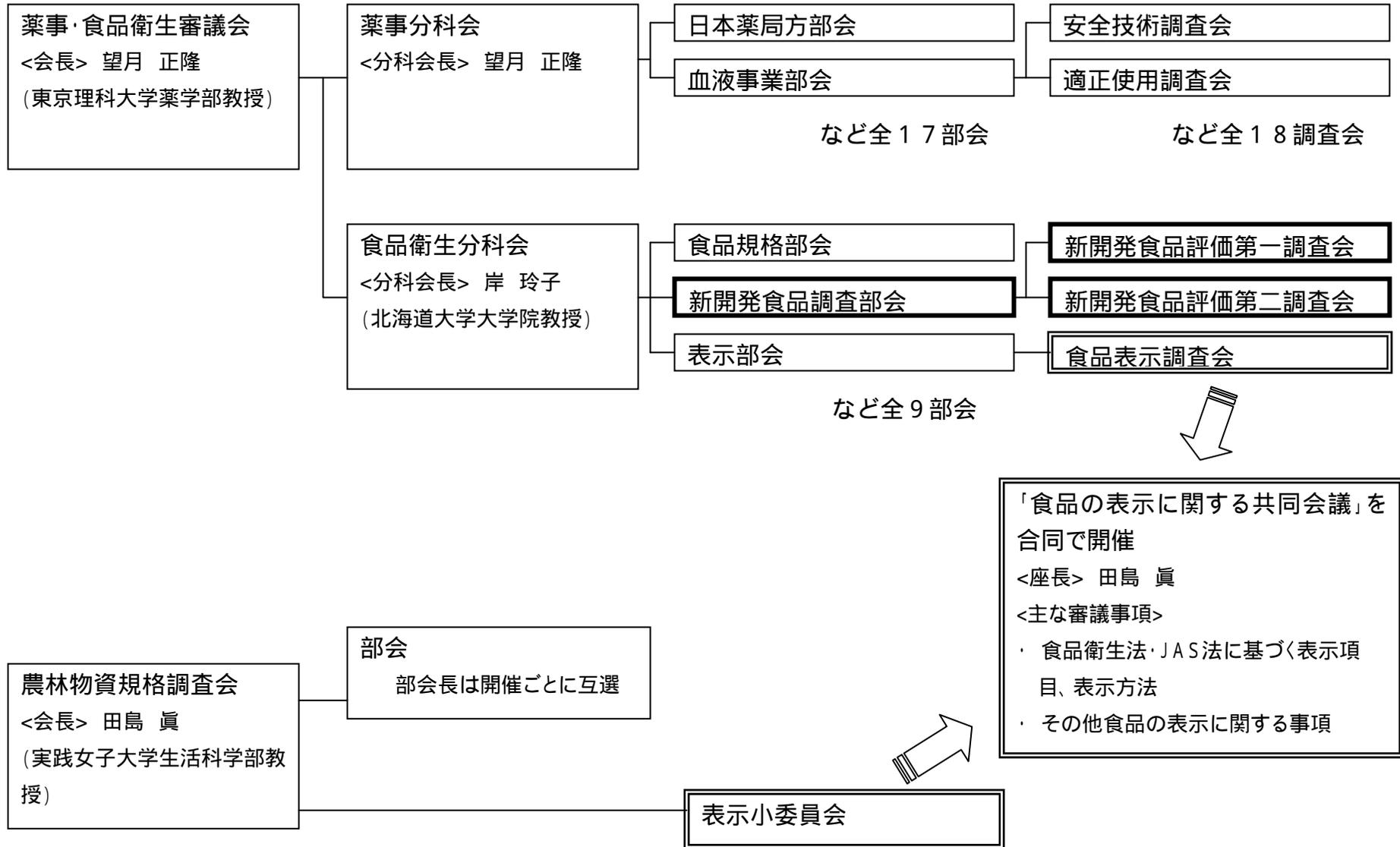


注)生活関連物資等の割り当て又は配給等に関する重要事項を調査審議する必要がある場合は、会長の判断により、国民生活安定部会を設置することとする。

# 消費経済審議会について



## 薬事・食品衛生審議会及び農林物資規格調査会について



## 経済財政諮問会議について

### 1 性格

経済財政政策に関する重要事項について、有識者等の優れた識見や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置された合議制機関。

### 2 構成員

- (1) 人数を、議長（内閣総理大臣）及び10名の議員、計11名以内に限定。
- (2) 内閣官房長官、経済財政政策担当大臣以外の議員は法定せず。
- (3) 民間有識者の人数を、議員数の4割以上確保することを法定。
- (4) 上記「議員」の他に、議案を限って、他の国務大臣を、「臨時議員」として、会議に参加させることができる。

### 3 所掌事務

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること

### 4 事務局機能

- (1) 内閣府の内部部局のうち、経済財政政策に関する総合調整を担当する政策統括官部門が、事務局機能を担う。
- (2) 同部門には、行政組織の内外から人材を登用する。
- (3) 経済財政諮問会議が有効に機能するため、内閣府と内閣官房の連携を図る。

## 経済財政諮問会議における専門調査会等

### 専門調査会等

- 「構造変化と日本経済」専門調査会（平成 20 年 2 月～平成 20 年 7 月）
- グローバル化改革専門調査会（平成 18 年 12 月～平成 20 年 10 月）
- EPA・農業ワーキンググループ（平成 19 年 1 月～平成 20 年 10 月）
- 金融・資本市場ワーキンググループ（平成 19 年 1 月～平成 20 年 10 月）
- 労働市場改革専門調査会（平成 18 年 12 月～平成 20 年 9 月）
- 資産債務改革の実行等に関する専門調査会（平成 18 年 12 月～平成 20 年 5 月）
- 金融資産に関するワーキンググループ（平成 19 年 5 月～平成 20 年 5 月）
- 実物資産に関するワーキンググループ（平成 19 年 5 月～平成 20 年 5 月）
- 独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ（平成 19 年 9 月～平成 20 年 5 月）
- 資産債務等専門調査会（平成 18 年 6 月～平成 18 年 9 月）
- 日本 21 世紀ビジョン（平成 16 年 9 月～平成 17 年 4 月）
- 循環型経済社会に関する専門調査会（平成 13 年 8 月～平成 13 年 11 月）
- サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会（平成 13 年 3 月～平成 13 年 10 月）

### その他

- 成長力加速プログラム・タスクフォース（平成 19 年 7 月～平成 20 年 4 月）
- 「地域力再生機構（仮称）」研究会（平成 19 年 6 月～平成 19 年 12 月）
- 経済財政に関する地方会議（平成 19 年 10 月～平成 20 年 1 月）
- 国と地方の行革コンペ（平成 17 年 11 月～平成 18 年 7 月）
- 統計改革（平成 16 年 11 月～平成 19 年 5 月）
- 政策金融改革に関するヒアリング（平成 17 年 10 月）
- 郵政民営化懇談会（平成 16 年 5 月～平成 16 年 6 月）
- 生活産業創出研究会（平成 14 年 9 月～平成 14 年 12 月）
- 経済活性化戦略会合（平成 14 年 2 月～平成 14 年 3 月）
- 再生シナリオ検討プロジェクトチーム（平成 13 年 11 月～平成 13 年 12 月）